

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和4年11月6日 14時30分ごろ
発生場所	愛知県 <small>やとみ</small> 弥富市鍋田ふ頭東方沖 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から真方位039° 1,200m付近 (概位 北緯35° 01.0' 東経136° 48.6')
事故の概要	プレジャーボートシーガルは、帰航中、機関室に浸水を生じた。
事故調査の経過	令和4年12月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート シーガル、6.6トン
船舶番号、船舶所有者等	252-15967三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船内機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、鍋田ふ頭東方沖での釣りを終え、三重県四日市市所在のマリーナに向けて同ふ頭東方沖を帰航中、左舷主機の回転計の指針が振れ始めた。</p> <p>船長は、両舷主機を停止し、機関室を見たところ、同主機の頂部付近まで浸水していたので同主機の運転を断念してマリーナに救助を要請し、本船は、来援した救助艇にえい航されてマリーナに戻った。</p> <p>本船は、マリーナで機関室内の海水が排出され、‘左舷主機の冷却海水こし器の蓋’（以下「本件蓋」という。）に割損を生じていることが認められた。</p> <p>船長は、発航前、本件蓋に割損を生じることはないと思い、本件蓋を点検していなかった。</p>
分析	本船は、発航前に本件蓋が点検されていない中、帰航中、本件蓋が割損したことから、本件蓋から海水が噴出して機関室に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、発航前に本件蓋が点検されていない中、帰航中、本件蓋が割損したため、本件蓋から海水が噴出して機関室に浸水したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボートの船長は、発航前、主機の海水こし器等の付属機器を入念に点検すること。